

徳島県告示第百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和五年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

道路の種類 県道

20	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
		石井神山	名西郡神山町阿野字井ノ谷六 一番一地先	三四・七	令和五年三月三十一日